

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時30分)

日程第7「議案第19号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第19号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計予算。

令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億689万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 議案第19号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

平成30年度の国民健康保険制度の広域化により、財政運営の責任主体となった神奈川県の指導のもと、本町では資格管理や保険給付、国民健康保険税の賦課徴収、保険事業等の事業になっております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。198、199ページをお願いいたします。歳入でございます。款・項ともに国民健康保険税、目1、一般被保険者国民健康保険税は、被保険者数の減少や高齢化など

により、保険税額が減少しております。

款 2、使用料及び手数料、項 1、手数料は、督促状の発行に伴う手数料でございます。

款 3、県支出金、項 1、県補助金は、制度改革により神奈川県から交付されるもので、説明欄、保険給付費等交付金の普通交付金が主に医療費分として保険給付費に充てられるものでございます。保険給付費等交付金（特別交付金）は、糖尿病等の重症化予防や健康づくり教室など、医療費の適正化に向けた取組等に対する保険者努力支援制度分として交付されるものでございます。

款 4、財産収入は、預金利子でございます。

款 5、繰入金、次のページ、200、201ページをお願いいたします。項・目ともに一般会計繰入金は、全て法定繰入金分でございます。節 1、保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税減額分を公費で補填する制度で、保険料軽減分として県 4 分の 3、町 4 分の 1、保険者支援分として国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 の負担割合で、一旦一般会計で負担金を受け入れ、町負担分を合わせて当会計に繰り入れるものでございます。

節 2、職員給与費等繰入金は、職員 3 名分及び管理栄養士 1 名分の給与費と事務費分の繰り入れでございます。

節 3、出産育児一時金繰入金は、歳出の出産育児一時金の 3 分の 2 を繰り入れるものでございます。

節 4、財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の安定化を図るために交付税措置される金額を繰り入れるものでございます。

節 5、未就学児均等割保険料繰入金は、未就学児の均等割保険料の 2 分の 1 の減額分を公費で補填する制度として、一旦一般会計で国・県の負担金を受け入れ、町負担分と合わせて当会計に繰り入れるものでございます。

節 6、産前産後保険料繰入金は、令和 6 年 1 月に新設された制度で、産前産後期間の保険料減額分を公費で補填する制度で、一旦一般会計で国・県の負担金を受け入れ、町負担分と合わせて当会計に繰り入れるものです。

款 6、繰越金につきましては、前年度からの繰越見込額として 1,000 万円を

計上しております。

款 7、諸収入、項 1、延滞金、加算金及び過料につきましては、主に保険税の延滞金でございます。

項 2、指定公費負担医療立替交付金として、70歳から74歳の前期高齢者については、法律上 2 割負担となっておりますが、国の政策により 1 割負担とするよう凍結されているため、その 1 割の立替え分が国より交付されるものでございます。

項 3、雑入、目 1、一般被保険者第三者納付金と目 2、一般被保険者返納金につきましては、予算の項目立てとなっております。

202、203ページをお願いいたします。歳出でございます。款 1、総務費、項 1、総務管理費、目 1、一般管理費の主なものは、職員 3 名分の給与費や事務経費を計上しております。説明欄の一般管理費の主なものは、節11、役務費の手数料ですが、神奈川県国民健康保険団体連合会に支払う共同処理業務手数料でございます。説明欄の会計年度任用職員給与費は、レセプト点検の事務員の報酬等でございます。

目 2、団体負担金につきましては、国保連合会への負担金でございます。

項 2、徴税费、目 1、賦課徴収費の主なものといたしまして、説明欄の会計年度任用職員給与費は、収納対策に従事する職員の報酬等でございます。

204、205ページをお願いいたします。項・目ともに運営協議会費は、国保運営協議会に係る経費として、委員 6 名分の報酬等でございます。

款 2、保険給付費、項 1、療養諸費、目 1、一般被保険者療養給付費は、医科・歯科・調剤等の医療に係る必要、目 2、一般被保険者療養費は、柔整・補装具等の費用でございます。

目 3、審査支払い手数料は、療養給付費等に係るレセプト審査の手数料で、国保連合会へ支払うものでございます。

項 2、高額療養費は、同月内に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分について被保険者に給付する制度でございます。

項 3、移送費は、医師の指示により緊急やむを得ず重病人の転院などをする

際の移送費用で、科目設定扱いとなります。

項4、出産育児諸費は、出産育児一時金6件分でございます。

206、207ページをお願いいたします。項5、葬祭諸費は、1件5万円分の葬祭費25件分でございます。

項6、傷病手当諸費は、傷病手当金の支給をするための科目設定扱いとなります。

款3、国民健康保険事業費納付金は、神奈川県により決定された金額を納付するものでございます。

項1、医療給付費分は、医療に係る費用としての納付金でございます。

項2、後期高齢者支援金分等は、現役世代から後期高齢者医療制度への支援金としての納付金でございます。

項3、介護納付金分につきましては、国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収した分の納付金となっております。

款4、保健事業費、項1、保健事業費、目1、保健普及費は、医療費通知等に係る経費や、次のページ、208、209ページをお願いいたします。説明欄の節18、人間ドック補助金は、1件2万円で90件分の経費でございます。その下の節18、新型コロナウイルスワクチン予防接種等補助金は、寄診療所で新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンの予防接種を接種した場合の補助金の経費でございます。また、管理栄養士1名分の会計年度職員の人件費を計上しております。

目2、国保ヘルスアップ事業費は、平成29年度からの取組で、保険者努力支援制度に係る事業として実施するものでございます。第3期データヘルス計画に基づく被保険者の健康保持増進のための事業として、糖尿病性腎症重症化予防事業などを実施しております。地域包括ケアシステム推進事業では、健康教育の講師等に係る報償費や、地域資源を活用した健康づくりなどの事業の委託料などを計上しております。特定健診未受診者対策事業は、受診率向上のため、過去5年間のデータから受診の有無や治療の状況などからグループ分けをし、グループごとに勧奨内容や勧奨スケジュールを立て、受診の確認、再度の勧奨

など、きめ細やかな対応により受診率の向上を図ります。早期介入保健指導事業は、30代の国保被保険者に対して健診の勧奨や保健指導を行うものでございます。健康相談事業の一般会計繰出金につきましては、健康福祉センター内の未病センターで相談業務を受ける会計年度任用職員の人件費に充てるための繰出金でございます。

項2、目1、特定健康診査等事業費は、特定保健指導等に係る報償費などの経費や、特定健康診査に係る委託料などでございます。

款5、基金積立金、210、211ページをお願いいたします。項1、基金積立金につきましては、積立金の利子でございます。

款6、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金は、過年度分の保険税過誤納還付金や還付加算金などでございます。

項2、指定公費負担医療立替金は、負担金補助及び交付金の指定公費負担医療立替金でございます。

款7、予備費については、歳入歳出の差額分を計上しております。

次の212ページから215ページには国保会計の職員等の給与費明細書が、216ページには債務負担行為調書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

12番 寺 嶋 2点ほどお伺いします。まず1点目はですね、被保険者の減少や高齢化ということで、若干保険税の収入がね、減っておりますので、この辺の被保険者等の人数も併せてお伺いをします。変化の状況ですね。

それから2点目はですね、204ページの保険給付費が前年度比で大幅に5,800万円ほど増えておりますけども、この主な要因についてお伺いをします。よろしくをお願いします。

町 民 課 長 国民健康保険被保険者数の状況でございますが、令和7年2月末時点で被保険者数は2,064名でございます。令和5年度末、令和6年3月末時点で2,134名、令和4年度末の令和5年3月末現在で2,258名で、年々増加は…年々減少はしております。

あともう一つの（「204ページ。」の声あり）はい、204ページ、保険給付費の増加の理由とのことでございますが、こちらは国保被保険者の人数使い、人数自体は減少傾向ではございますが、高齢…被保険者の高齢化といいますか、前期高齢の方の割合が半分ぐらいを占めている状況ですとか、やはり医療費のかかる方が多く加入をしているとか、医療費の医療の高度化とか、そういったものが考えられるかと思います。

議 長 よろしいですか。

1 2 番 寺 嶋 ありがとうございます。被保険者の方はね、年々減っていくということで、これは分かりました。そういう中で、今、保険給付費が増えているということで、高齢者も増えて、医療費自体が、1人当たりの保険者が減っているんですけども、医療費自体は1人当たりは、これで見ると増えているような感じがするんですけど、その辺の捉え方ですね。あと、これで歳入のほうが今回は特に基金取崩しとか、そういうことはないようですけども、高額療養費も若干増えておりますがね、今までの事業収支とか人数を見込んで今回予算を立てられたと思うんですけどね。そういう面では、借入れなしで今回やっていくということで、そういうような見込みについてお願い…お聞きします。

町 民 課 長 国保の財政の話でよろしいでしょうか。国保のほうは被保険者も減って、保険税のほうの徴収のほうも減少傾向にはあり、保険給付費のほうも増加はしているんですけども、国民健康保険の県の広域化が始まってからは、給付の…県のほうに納付金…県のほうの納付金も、制度改革により今、激変緩和措置も受けていることもありまして、収支のほうは取崩し等をしなくても大丈夫だと思っております。

1 2 番 寺 嶋 終わります。

議 長 そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

なしとのお声です。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございません

か。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第19号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。